

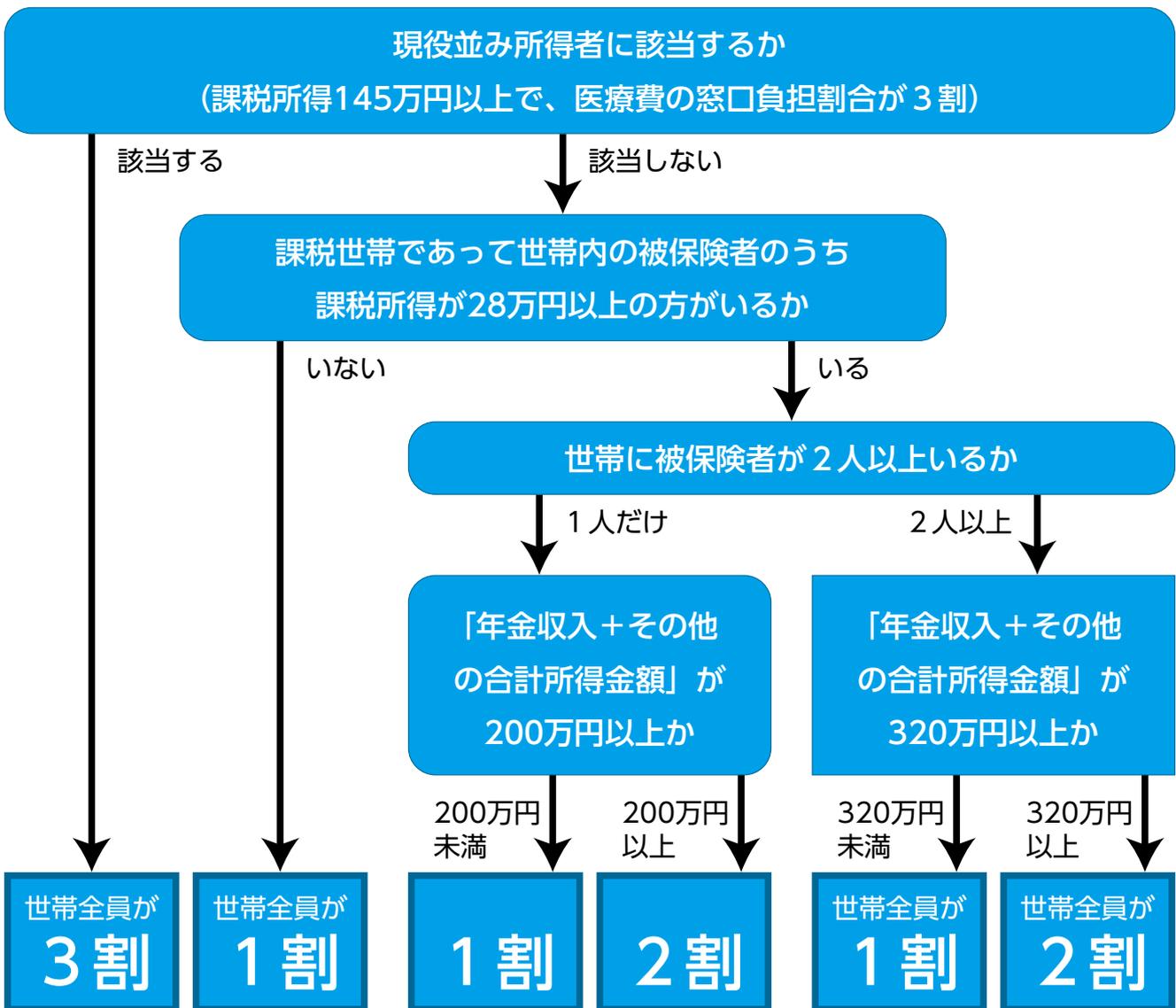
後期高齢者医療制度に関するお知らせ

一定以上の所得のある後期高齢者医療の被保険者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の課税所得や年金収入をもとに、世帯単位で判定します。



医療費窓口負担割合の見直しに関するお問い合わせは

北海道後期高齢者医療広域連合
〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階 電話 011-290-5601

役場住民生活課 生活グループ
電話 5-1112
告知端末機 5-8812

今回の制度改正の見直しの背景などに関するご質問等は、厚生労働省コールセンター（0120-002-719）にお問い合わせください。（コールセンターの開設は3月まで）